

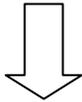
検査・点検整備制度の見直し(全体の流れ)

【平成17年3月9日】

「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」報告

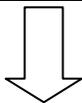
小型二輪車  
の車検期間を初  
回2年を3年に。

二輪車の6月点検の廃止  
その他の車種について点検項目の精査を  
すべき。



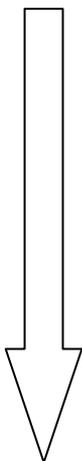
【平成17年3月25日】

「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を閣議決定。「検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能、また、二輪車の定期点検については6月点検を廃止することが可能であるとの結論を得た」とされた。



【平成18年5月19日】

第164回国会において、道路運送車両法が改正され5月19日に公布。小型二輪車の車検期間の延長を措置。



【平成19年3月14日】

改正「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」を公布:

- 二輪車の6月点検廃止と点検項目整理
- その他
- ・大型車の車輪脱落事故防止対応(項目増)
- ・被牽引自動車の定期点検項目の表を分離独立
- ・燃料パイプを固定するための部品(クランプ)に係る点検内容の明確化

【平成19年4月1日】

小型二輪車の車検期間延長と改正「自動車点検基準」等の施行